

『Location Net -どこでも検知-』サービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「『Location Net -どこでも検知-』サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「『Location Net -どこでも検知-』サービス」（以下「本サービス」といい、第2条（用語の定義）第1号に定義するものとします。）を提供します。

（規約等の適用）

第1条 本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

（用語の定義）

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1)本サービス：当社が利用契約に基づき本契約者に対し提供する、第3条（本サービスの内容等）に掲げる各機能を利用するためのサービスをいいます。なお、各機能の詳細、操作方法等は本サービスサイト上に定めるものとします。
- (2)利用契約：本契約者が当社から本サービスの提供を受けるための、本規約に基づき当社と本契約者との間で成立した契約をいいます。
- (3)本契約者：第4条（利用契約の成立）に基づき当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- (4)BLE タグ：本サービスを利用する際、位置情報を計測するために電波を発信するためのタグをいいます。
- (5)レシーバ：本サービスを利用する際、BLE タグからの電波を検知し、検知した時間、位置情報等の情報を送信するための機器をいいます。
- (6)本クラウド：当社が本契約者に対して使用を許諾する、本サービスを利用するためのクラウドサーバをいいます。
- (7)本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://www.docomo.biz/html/service/location_net/?link_id=iot-02>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

- (8)管理者画面：本クラウド上に設置された、本契約者が本サービスの各機能を利用するための画面をいいます。
- (9)契約者 ID 等：当社が本契約者に対して付与する、本クラウド及び管理者画面を利用するために必要となる ID 及びパスワードをいいます。
- (10)対応端末：Android OS/iOS 搭載端末のうち、当社が本サービスを利用することができる端末として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。
- (11)モノ検知アプリ：本サービスを利用するために対応端末にインストールして使用する本サービス専用のアプリケーションソフトウェアであって、レシーバにより検知された BLE タグの位置情報を閲覧するためのアプリケーションをいいます。

(本サービスの内容等)

第3条 本サービスは、本契約者が第4条（利用契約の成立）に基づき当社に申請した利用態様において利用するために必要な範囲で、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とします。なお、対応端末の種別、モノ検知アプリのバージョン、本契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

- (1)BLE タグにかかる情報の登録、削除及び位置検知履歴確認機能
 - (2)レシーバにかかる情報の登録、削除及び BLE タグ検知履歴確認機能
 - (3)本契約者と本サービスとを接続するための API キーの登録、削除及び動作確認機能
 - (4)エラーデータ検知機能
 - (5)レシーバにおける検知間隔等の各種パラメータを設定する機能
 - (6)契約者 ID 等にかかる QR コード発行機能
- 2. 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内とします。
 - 3. 本契約者の設置するレシーバでは、本契約者以外の本サービスを契約した者の管理にかかる BTE タグを検知し、検知にかかる通信が発生する場合がありますが、当該検知にかかる情報は、本契約者では閲覧することはできません。
 - 4. 本契約者は、本サービスを利用する為に必要な対応端末その他の通信機器、ネットワーク環境及びこれらとともに必要となる全ての機器（別途当社が指定するものを指し、総称して以下「通信環境」といいます。）を、自らの費用と責任で準備するものとします。ただし、BTE タグ及びレシーバについては、別紙 1「売渡条件」又は別紙 2「レンタル条件」に掲げる各条件に基づき当社に申し込むことにより購入又はレンタルすることができるものとします。

(利用契約の成立)

第4条 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意のうえ、当社が別途指定する書式に必要事項を記載して、本サービスの利用の開始を希望する 2 週間前までに当社に提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。

2. 申込者は、当社が前項の申込みの内容に関して質問し又は書類の提示若しくは提出を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
3. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みを承諾した旨を申込者に通知した時点で当該申込者と当社との間において成立するものとし（以下「利用契約締結日」といいます。）、当社は、申込者が指定した利用開始日から本サービスを提供するものとします。
4. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備（申込者が第 2 項に定める質問等に応じない場合や回答等が不十分な場合を含みますが、これらに限りません。）があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が本サービス又は当社が提供するサービスにかかる料金その他の債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。）の支払を現に怠り、又は怠る可能性があるとき。
 - (3) 申込者が第 7 条（遵守事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が過去に利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - (5) 申込者が本規約に定める本契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (6) 申込者が第 20 条（反社会的勢力の排除）の定めに違反し又は違反するおそれがあるとき。
 - (7) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (8) その他本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（ID 等）

第5条 当社は、利用契約が成立した場合、本契約者に対して契約者 ID 等を付与し、これを通知するものとします。

2. 本契約者は、当社が交付する契約者 ID 等を自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に利用させ、貸与し、若しくは譲渡し、又は売買等をしてはならないものとします。但し、当社の書面による承諾がある場合、本契約者は、契約者 ID 等を当社が承諾した第三者に利用させることができるものとします。
3. 当社は、契約者 ID 等が本サービスを構成する各システム、機器等に入力された場

合は、全て本契約者が自ら入力したものとみなし、これにより生じた一切の責任を負わないものとします。

4. 契約者 ID 等の管理不十分、仕様上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、本契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 本契約者は、契約者 ID 等が盗難若しくは紛失にあった場合、又は第三者に不正に使用されたことを知った場合は、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

(知的財産権等)

- 第6条 当社は、本契約者に対し、本規約の各規定に従うことを条件に、本契約者が申込時に当社に対して通知した利用目的の範囲内で以下を行うことができる譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾します。
- (1)本クラウド（管理者画面で提供される各機能を含みます。）の使用。
 - (2)レシーバ内のアプリケーション並びにモノ検知アプリを使用、複製。
 - (3)利用者に対し、モノ検知アプリ（ともに前号に基づき改変したものを含みます。）の使用の再許諾。
 - (4)契約者サービスを訴求する目的での本サービスにかかる別紙 3「本契約者に対して使用を許諾する商標・ロゴについて」記載の商標及びロゴの使用。
2. 当社は、レシーバ内のアプリケーション、モノ検知アプリについて、任意に修正又は変更を加えることができるものとします。この場合、改変後の各アプリについて、本規約の各条項が適用されるものとします。
 3. 第9条（情報の取扱い）第2項に掲げる各情報を除き、本サービスに関連して、又は本サービスを通じて本契約者に提供されるモノ検知アプリその他の情報・コンテンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」といいます。）にかかる著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。
 4. 本条に定める場合のほか、別途当事者間で合意した場合を除き、利用契約の締結は、他の当事者に対して各当事者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上若しくは営業上のノウハウその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利（以下、総称して「知的財産権等」といいます。）を一切許諾するものではありません。

(遵守事項)

- 第7条 本契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
- (1)本サービス申込時に当社に対して提出した申込書等記載の用途以外の目的で本サービスを利用する行為。
 - (2)当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれら

のおそれのある行為。

- (3) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - (4) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - (5) 事実反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為。
 - (6) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - (7) 本サービスにかかる設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - (8) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - (9) 本サービスを利用可能地域以外で利用する行為。
 - (10) 本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスコンテンツ等を第6条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為。
 - (11) 本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為。
 - (12) 本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為。
 - (13) 当社の定める手順に反する方法でモノ検知アプリをインストールし、使用する行為。その他、モノ検知アプリを、その利用規約等に定める使用条件に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為。
 - (14) その他当社が不適切と判断した行為。
2. 本契約者は、本サービスにかかる広告・宣伝ツールの作成等にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとします。なお、別紙3に定める商標及びロゴの使用については、第6条（知的財産権等）の規定に従うものとします。
- (1) 本契約者は、本サービスにかかる広告・宣伝ツールを作成し、第三者（利用者を含みます。）に配布する場合には、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。
 - (2) 本契約者は、当社から本サービスにかかる広告媒体の貸与又は提供を受けた場合、当社との協議の上合意した設置場所のみ当該広告媒体を設置するものと

し、当該広告媒体を本サービスの広告の目的以外に使用又は利用しないものとします。

(3)本契約者は、本契約が終了（解除又は解約を含みます。）したときは、前号に基づき当社から貸与又は提供を受けた広告媒体について、当社の指示に従い、速やかに当社に返還し又は破棄するものとします。

（利用料金等）

第8条 本サービスの利用にかかる料金（以下「利用料金」といいます。）は、本サービスにかかる初期費用（第3条（本サービスの内容等）第4項に基づき、BTE タグ及びレシーバを購入する場合、当該購入にかかる費用を含み、以下「初期設定費用」といいます。）及び月額利用料（第3条（本サービスの内容等）第4項に基づき、BTE タグ及びレシーバをレンタルする場合、当該レンタルにかかる費用を含み、以下「月額利用料」といいます。）から成るものとし、詳細は当社が別途本サービスの申込書に定めるものとします。

2. 当社は、第4条（利用契約の成立）第3項に基づく承諾の通知後に、前項に定める初期費用にかかる請求書を本契約者に交付するものとし、本契約者は、請求書発効日から45日以内に初期費用をこれに加算される消費税相当額とともに当社が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、振込に要する手数料等は、本契約者の負担とします。
3. 利用契約の成立後、本サービスの利用開始日前に解約された場合であっても、本契約者は初期費用を支払うものとします。
4. 本契約者は、第1項に定める月額利用料を、当社が交付する請求書において指定する期日までに当該請求書において指定する方法により支払うものとします。
5. 利用開始日又は利用契約の終了日が月の途中の場合であっても、月額利用料の日割等による計算は行わず、本契約者は、それぞれ1ヶ月分の利用料を支払うものとします。
6. 本契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。
7. 本サービスの利用にあたっては、別途通信料（第3条（本サービスの内容等）第3項記載の通信にかかる料金も含みます。以下同じ。）がかかります。レシーバ又はモノ検知アプリの通信回線に関し、別途当社と回線契約を締結する場合、当該回線にかかる通信料その他の条件は、当該回線契約によるものとします。

（情報の取扱い）

- 第9条 当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及び本契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」 <<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。
2. 本契約者は、当社が本サービスの提供にあたり、BLE タグの検知にかかる情報及び本サービスの利用に関する情報を収集し、蓄積することに同意するものとします。
 3. 本契約者は、前項にかかる情報を当社が以下に掲げる目的で利用し、又は加工して利用することに同意するものとします。
 - (1) 本サービスの維持、向上のため。
 - (2) 本契約者の利用状況の分析のため。
 - (3) 障害・不具合時の調査、対応のため。
 - (4) 当社の提供する他のサービスの開発その他の研究開発のため。
 - (5) 公益目的での利用のため。
 4. 本契約者は、第2項にかかる情報を前項に定める目的のため、個人を特定できない状態で第三者に開示することができるものとします。

（提供中断等）

- 第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
 3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を本サービスサイト上に掲載する方法により本契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
 4. 当社は、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により本契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いま

せん。

(提供停止等)

第11条 当社は、本契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1)第4条(利用契約の成立)第4項各号のいずれかに該当するとき。
- (2)第7条(遵守事項)又は第18条(変更の届出)に違反したとき。
- (3)第8条(利用料金等)に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき(当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。)
- (4)当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- (5)第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- (6)その他利用契約に違反したとき。
- (7)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

2. 当社は、本契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第14条(当社が行う利用契約の解除)に基づき利用契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、本契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

(本サービスの廃止)

第12条 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、法令の定めに従い、当社が適切と考える方法により本契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。

2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

(本契約者が行う利用契約の解約)

第13条 本契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、解約を希望する日の1ヶ月前までに当社の定める様式に従い申し出るにより利用契約を解約することができるものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第14条 当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1)利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- (2)第11条(提供停止等)第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- (3)第7条(遵守事項)に違反したとき。
- (4)利用契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (5)支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- (6)当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (7)その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

(非保証、紛争等)

第15条 当社は、本サービス又は本サービスコンテンツ等について、その正確性、信頼性、完全性、有用性、本契約者の特定の目的への適合性、第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害していないこと、並びに正常に動作すること等を何ら保証するものではありません。第3条(本サービスの内容等)第4項に基づき当社が売り渡したBTEタグ及びレシーバについても、別紙2に明示的に定める場合を除き同様とします。

2. 本契約者は、本サービスに関して、第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等(以下、総称して「紛争等」といいます。)が発生したときは、別途本規約に定めのある場合を除き、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって紛争等を処理、解決するものとし、当社を免責せしめるとともに、当社に損害が生じた場合にはこれを賠償し、当社が支出した費用を補償するものとします。

(損害賠償等の制限)

第16条 当社が本契約者に対して負う責任の範囲は、その請求原因のいかんに関わらず、通常生ずべき直接の損害(逸失利益を除きます。)に限られるものとし、かつ、1か月分の月額利用料を上限とします。ただし、当該損害が当社の責めに帰すべき事由により生じたものでない場合は、当社は損害賠償の責めを負いません。

(通知)

第17条 当社は、本サービスに関する本契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。

- (1)本契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知。
 - (2)本契約者が当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知。
 - (3)その他当社が適当と判断する方法。
2. 前項各号に掲げる方法による本契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発送した時点になされたものとみなします。
 3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する本契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知が本契約者に対してなされたものとみなします。

(変更の届出)

第18条 本契約者は、氏名、名称、住所、電話番号その他の本サービスに関する当社への届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がない場合（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、当社からの通知については、当社が本契約者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができるものとし、本契約者は、合理的な範囲で直ちにこれに応じるものとします。

(残存効)

第19条 利用契約が終了した後も、第5条（ID等）第2項から第5項、第7条（遵守事項）から第9条（情報の取扱い）、第10条（提供中断等）第4項、第11条（提供停止等）第3項、第12条（本サービスの廃止）第2項、第13条（本契約者が行う利用契約の解約）、第15条（非保証、紛争等）、第16条（損害賠償等の制限）、第20条第6項、及び第22条（権利の譲渡等）から第24条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第20条 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわた

っても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1)自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2)本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3)本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6)本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 当社は、本契約者が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 4. 本契約者は、本サービスを利用するにあたり利用者が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならないものとします。
 - (1)利用者が第1項各号に該当することが判明したとき
 - (2)利用者が自ら又は第三者を利用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき
 5. 当社は、本契約者が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 6. 当社は、第3項又は前項の規定により利用契約を解除した場合、本契約者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

(規約等の変更)

第21条 当社は、法令の定めに基づき、本サービスサイト上に掲載する方法等によって、予め本契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用され、利用契約の内容となるものとします。

(権利の譲渡等)

第22条 本契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(合意管轄)

第23条 本契約者と当社との間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第24条 利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則（平成 29 年 10 月 26 日）

本規約は、平成 29 年 10 月 26 日から実施します。

附則（平成 30 年 10 月 1 日）

この改定規約は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

附則（平成 31 年 2 月 15 日）

この改定規約は、平成 31 年 2 月 15 日から実施します。

別紙1 売渡条件

第1条 当社は、本契約者に対し、以下に掲げる物品を、以下に定める条件で売り渡すものとします。

(1) 納入品

- ・ BLE 暗号タグ 01
- ・ BLE 暗号タグ 02
- ・ BLEIoT-GW01
- ・ Armadillo-IoT ゲートウェイ G3

上記納入品の販売価格は、別途本サービスの申込書に定めるものとします。

(2) 納入場所：本契約者が利用契約締結時に物品納入場所として指定した場所

(3) 納入期限：本契約者が利用契約締結時に当社と合意した日

第2条 当社は、前条に定める納入期限までに次項に定める本契約者の検査に合格し、納入品の納入を完了するものとします。当社は、納入品を納入場所に搬入したときは、搬入完了の通知を本契約者に対して行うものとします。

2. 本契約者は、納入品について、前項に規定する搬入完了通知を受領した日から起算して10日以内に検査を行い、当該納入品が合格であると認めた場合は、納入が完了した旨を当社に通知するものとします。当該期間中に本契約者の通知がなされなかった場合、当該納入品は合格であるものとみなします。なお、本通知をもって、当該納入品の納入が完了したものとします。

第3条 納入品の所有権は、前条に定める納入完了をもって、当社から本契約者に移転するものとします。

2. 前項の規定による所有権の移転前に生じた納入品の毀損又は滅失等による損害は、全て当社の負担とします。ただし、当該損害が専ら本契約者の故意又は過失により生じた場合は、この限りではありません。

第4条 本契約者は、納入品について、何らかの瑕疵のあることを発見したときは、前条に定める所有権移転の日からそれぞれ起算してBLEタグは6ヶ月以内、レシーバは3年以内に限り、次の各号に定めるいずれかの措置をとることができるものとします。なお、BLEタグにかかる電池等消耗品の交換は、本契約者の負担において実施するものとします。

- (1) 当該瑕疵の修補又は代替品の納入（以下、総称して「修補等」といいます。）を、当社の責任と費用負担で完了することを当社に請求すること。なお、修補等の検査については第2条の規定を準用するものとします。

(2)前号に定める方法では、利用契約の目的を達することができないと客観的に認められる場合は、本売買契約の全部又は一部を解除すること。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、納入品の納入後 14 日以内に判明した不具合は初期不良として代替品への交換を実施するものとします。

以上

別紙2 レンタル条件

第1条 本サービスにおけるレンタルサービスとは、本サービスの利用契約期間中、レンタル料を支払うことを約束して、本契約者が希望する BTE タグ及びレシーバ（以下「対象機器」といいます。）を当社が本契約者に貸与するサービスです。

第2条 貸与した対象機器（以下「貸与機器」といいます。）は、本契約者のみが利用できるものとし、本契約者が第三者に貸与または譲渡することはできません。

第3条 貸与機器のレンタル料金は、別途本サービスの申込書に定めるものとします。

第4条 貸与機器の改造は禁止します。

第5条 貸与機器（第7条に基づく交換後の機器も含まれます。）は、クリーニング及び初期化をした使用済みの端末も含み、未使用の端末には限りません。

第6条 利用契約が終了（解除又は解約を含みます。）した場合、本契約者は利用契約が終了した日から 1 か月以内に貸与機器を当社に返却するものとします。当該期日までに返却いただけない場合、当社は本契約者に対し、当該貸与機器のレンタル料金相当分（月額）を請求します。このレンタル料金相当分は、日割等による計算はいたしません。

2. 貸与機器が返却された場合、当社は貸与機器の状態を確認します。貸与機器に本契約者の責による毀損又は故障が発生していると当社が判断した場合、当該毀損又は故障について、別途費用を請求します。

3. 貸与機器の返却にかかる費用は、本契約者の負担とします。

第7条 貸与機器に毀損、故障、紛失、又は盗難（以下「毀損等」といいます。）が発生した場合、本契約者は直ちに当社が定める連絡先に通知するものとし、当社は本契約者の通知に基づいて当該貸与機器の交換対応を行います。

2. 前項に定める交換にかかる費用（以下「交換費用」といいます。）は、本契約者の負担とします。但し、故障が当社の責による場合のみ、交換費用は当社の負担とします。交換費用は、別途本サービスの申込書に定める各物品の販売価格に相当する額とします。

3. 毀損等が発生し、貸与機器の返却が可能である場合、本契約者は当社の指示に従い、速やかに当該貸与機器を当社に送付するものとします。

4. 紛失又は盗難により、前項の送付をしなかった後、当該貸与機器が発見された場合、本契約者は速やかにこれを当社に送付するものとします。

5. 当社が交換した貸与機器を本契約者に送付する場合は、本契約者が指定する住所（日本国内に限ります。）に発送いたします。

以上

別紙3 本契約者に対して使用を許諾する商標・ロゴについて

アプリ名：モノ検知

アプリロゴ：



以上